

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託

2 目的

全国的に大学進学や就職を機に、一定の若者が東京圏に転出する傾向がある。川越地域（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町）についても、20歳代の転出が多く、特に大学進学者が就職を機に転出する傾向が高い。

こうしたことから、埼玉県が川越地域の3市2町と協働して、大学等への進学を考えている高校生に対し、地元企業等（川越地域に本社・本店がある事業所をいう。）に就職し地元で暮らす優位性の認識につながる体験研修を受講することで、将来にわたる定住促進を図るために実施するものである。

3 委託業務の内容

本委託業務は、高校生が就職に関する具体的なイメージを認識できる座学研修、バスで各企業を訪問し見学・体験等を行う地元企業等の訪問からなる。

（1）基本事項

ア 体験ツアーの実施時期は令和2年8月21日（金）とすること。

イ 参加人数は100名程度とすること。

ウ 参加対象者は川越地域に在住する高校生及び川越地域に通学する高校生とすること。

エ 日程の前半に参加者全員を対象にした座学研修、後半に地元企業等の訪問を行うこと。

オ 体験ツアーのタイトルは事業の目的を踏まえて設定すること。

カ 集合場所及び解散場所は、ウェスタ川越（川越市内）とすること。集合場所までは、参加者が各自で参集するものとし、集合場所から地元企業等の訪問を行い、解散場所までの移動手段は受託者が用意すること。

キ 昼食の提供は受託者が行うこと。

ク 参加費は食事代、保険代相当及び体験費用の一部とし、上限は1,500円で、受託者が徴収すること。

ケ 参加の申込み先は受託者とし、参加者の決定、参加者への通知等、参加に必要な手続きは、受託者が行うこと。

コ 県川越比企地域振興センターが行うチラシの作成及び広報原稿の作成等の際に必要な協力を行うとともに、県川越比企地域振興センターが作成したチラシを40枚毎に一束にし、川越地域の県立高校等にクラス数分を送付すること。

チラシの配布先数は以下を予定している。

	川越地域の県立高校等
体験ツアー	川越地域の県立高校及び市立高校計12校274クラス ※クラス数は、入学者数によって変わる場合がある。 <内訳> 県立高校：11校250クラス 市立高校：1校24クラス

サ 事業実施中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応や苦情処理を的確に行える体制をとること。

(2) 座学研修

ア 座学研修は、参加者が大学等への進学を考えている高校生であることを踏まえた内容とすること。

イ 参加者が就職に関する具体的なイメージを持ち、興味を持って聴講できる工夫をすること。

ウ 座学研修は、会場（ウェスタ川越公共施設棟4階大会議室）で実施できる内容であること。

なお、実施形式は、講義、講演、ワークショップなど形式は問わないものとする。

(3) 地元企業等の訪問

ア 地元企業等の訪問は、5コースとし、1コースの訪問につき、地元企業等を2か所訪問すること。

イ 参加人数は1コース当たり20名程度（バス1台）とすること。

ウ 訪問先の地元企業等は、大学等への進学を考えている高校生にとって妥当なものであること。

エ 訪問先での見学・体験内容については、参加者が地元企業等やそこでの仕事に興味を持ちやすくする工夫をすること。

(4) その他

ア 地元企業等の訪問については、コース毎に添乗員が同乗して対応する等、事業が安全・円滑に実施できる体制をとること。

イ 体験ツアーの参加者が「進学先卒業後に地元企業等に就職したい」と思うような取組を実施するとともに、参加者及び地元企業等へのアンケートの実施等を行い事業の成果を把握すること。

ウ 訪問を想定する地元企業等については、提案時に内諾を得ておく等実現可能性を踏まえて提案するとともに、訪問する地元企業等や訪問先での見学・体験内容を決定する際にも、地元企業等との交渉を主体的に行うこと。

エ 座学研修の内容の決定、訪問する地元企業等の選定及び地元企業等での見学・体験等の内容については、企画提案競技における提案内容を踏まえて受託者と埼玉県が協議する等、本委託業務の実施に当たっては、受託者は埼玉県と十分な協議を行うこと。

4 報告書等の提出

(1) 実施状況報告

埼玉県から要求があったときは、随時、実施状況を報告すること。

(2) 実施結果報告

業務完了後速やかに別途定める実施結果報告書を提出すること。

ア 提出物 実施結果報告書 2部及び電子データ(報告書及び関連資料等を含む)

イ 提出期限 令和2年10月30日(金)

ウ 提出先 埼玉県川越比企地域振興センター 地域振興担当

5 その他留意事項

(1) 本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、本委託業務の履行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例(平成16年条例第65号)に基づき、適正に取り扱うこと。

(6) 本委託業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本委託業務開始時に埼玉県に報告すること。

(7) 本委託業務の実施に当たっては、県川越比企地域振興センターとの協議により変更となった場合を除き、原則として受託者が本委託業務の企画提案及び協議の際に用いた提案書及びその説明内容に基づき誠実に実施するものとする。

(8) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。